



忍野小学校入学式

## 目次

■議長あいさつ	2
■村長所信表明	3
■令和2年度当初予算一般会計歳出補正予算概要	4
■議案審議	6
■一般質問	10
天野 秋弘議員 ●新型コロナウイルス感染症対策について	●マイクロプラスチック問題について
天野 弥一議員 ●新型コロナウイルス対策関連について	●小学校建設に関して
	●忍野村施設及び農地法について
	●村の財政について
	●村の入札制度について
渡邊 壽幸議員 ●入札方法について	
渡邊喜久一議員 ●忍野小学校建設について	
櫻井をさみ議員 ●成年後見制度実施について	
渡邊 隆三議員 ●富士吉田南スマートインターチェンジから忍野入口への側道について	
	●セルバ前の信号関連工事および県道717号について
	●平山地区の桂川に架かる二つの橋および道路について
	●村道奥割線の通行止めについて
堀内 義郎議員 ●村道向村横町線舗装補修工事に係る裁判について	
■研修・視察報告	29

# 令和2年 第1回 忍野村議会定例会

## [会期] 3月6日～23日

### 議長あいさつ

忍野村議会議長  
湯山 央



村民の皆さまにおかれましては、平素より村議会の活動に關しまして、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和2年第1回忍野村議会定例会を3月6日から3月23日まで開催しましたので「議会だより第96号」により、皆さまにお知らせします。

今回の定例会は、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念され

るなかではありましたが、令和2年度の忍野村の当初予算を決める大変重要な議会でありましたので、予防策をとりながら実施いたしました。

定例会においては、契約変更、令和元年度の一般会計をはじめとする各会計の補正予算、条例の制定及び一部改正、令和2年度忍野村一般会計の当初予算、

各特別会計の当初予算などの議案が提出され、慎重審議を重ねたうえで、すべての案件について可決成立いたしました。詳しい内容につきましては、本「議会だより」をご覧ください。

また、定例会において、委員

会提出議案として「忍野村議会委員会条例の一部改正の件」が提出され、原案のとおり可決されました。

この改正につきましては、昨年の3月定例議会において、忍野村の議員定数が14人から12人に削減されたことに伴い、現在の3つの常任委員会を「総務教育厚生常任委員会」と「観光産業土木常任委員会」の2つに集約するためのものです。これにより、限られた人数での円滑な委員会運営が可能になると期待しております。

今後におきましても、村民の声を村政に反映させるべく、円滑な議会運営を心がけながら進めていく所存でありますので、今後とも、村民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

# 村長所信表明



現在本村では、新型コロナウイルス感染症の感染者は発生しておりませんが、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、地域での発生及び感染防止策を的確かつ迅速に講じ、引き続き村民の生命を守るため万全の体制を執っております。

本日ここに令和2年第1回忍野村議会・定例会が開催されるにあたり、私の所信と共に提出いたしました案件の概要について申し上げ、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

日本国内での新型コロナウイルス感染症の拡大が深刻化する中、本村では新型コロナウイルス感染症対策会議を開催し、その後も必要に応じ会議を行い、国内の感染状況や、予防対策について情報の共有を行い、公的行事や事業の実施方法の見直しを行っております。

迫性が高いとされる東南海地震、さらにはこの地震と連動する恐れが指摘される、富士山噴火等大規模な自然災害などの発生が懸念されております。

財政状況ではありませんが、より良い小学校建設ができるよう着実に進めて参ります。

東富士五湖道路及び国道138号が通行不能となった場合、村民の皆様の避難経路は限定され、混乱が想定されます。村民の「安全で安心な生活」を実現するためにも、重要な事業であると認識しております。実現に向け最大限の努力をして参りますので、議員各位及び村民の皆様を始め多くの方々のご協力をお願い申し上げます。

令和2年度当初予算編成にあたっては、積極的な補助金等の活用と、既存事業の見直しを行い、金額の算定に当たっては十分に精査すること。新規事業等は、優先度や村民のニーズに合致している事業か、将来的な維持費や更新費も必ず発生することを念頭に置き予算計上を行う。これらを重点として、令和2年度当初予算を提出させていただきます。

次に、今後の重要課題として、

1 県道一市二村道のルート選定問題であります。

2 入会組合等多くの皆様から意見を拝聴しルート案を作成して、現在山中湖村と協議をしているところでございます。

3 今後の本村の全体構想が大きく変わる重要な事業であると認識しております。

4 引き続き議員各位及び村民の皆様を始め多くの方々のご協力をお願い申し上げます。

5 2点目として、防犯道路の整備であります。

現在、極めて切

迫性が高いとされる東南海地震、さらにはこの地震と連動する恐れが指摘される、富士山噴火等大規模な自然災害などの発生が懸念されております。

東富士五湖道路及び国道138号が通行不能となった場合、村民の皆様の避難経路は限定され、混乱が想定されます。村民の「安全で安心な生活」を実現するためにも、重要な事業であると認識しております。実現に向け最大限の努力をして参りますので、議員各位及び村民の皆様を始め多くの方々のご協力をお願い申し上げます。

次に、今後の重要課題として、

1 県道一市二村道のルート選定問題であります。

2 入会組合等多くの皆様から意見を拝聴しルート案を作成して、現在山中湖村と協議をしているところでございます。

3 今後の本村の全体構想が大きく変わる重要な事業であると認識しております。

4 引き続き議員各位及び村民の皆様を始め多くの方々のご協力をお願い申し上げます。

5 2点目として、防犯道路の整備であります。

現在、極めて切

3点目は、忍野小学校建設についてであります。

小学校建設に向けては、小学校建設等検討委員会を平成31年1月に立ち上げ検討を重ねていただいた結果、「新しく校舎を立て直す」との答申を令和元年9月末にいただきました。

現在、本設計に向けて準備を進めていくところでございます。厳しい

財政状況ではありませんが、より良い小学校建設ができるよう着実に進めて参ります。

令和2年度当初予算編成にあたっては、積極的な補助金等の活用と、既存事業の見直しを行い、金額の算定に当たっては十分に精査すること。新規事業等は、優先度や村民のニーズに合致している事業か、将来的な維持費や更新費も必ず発生することを念頭に置き予算計上を行う。これらを重点として、令和2年度当初予算を提出させていただきます。

今後におきましても村民福祉の向上を目指し創意工夫を重ね安心・安全で明るく健康な村づくりを目指して参りますので、議員各位、村民の皆様には、変わらぬご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

(案件の概要は省略)

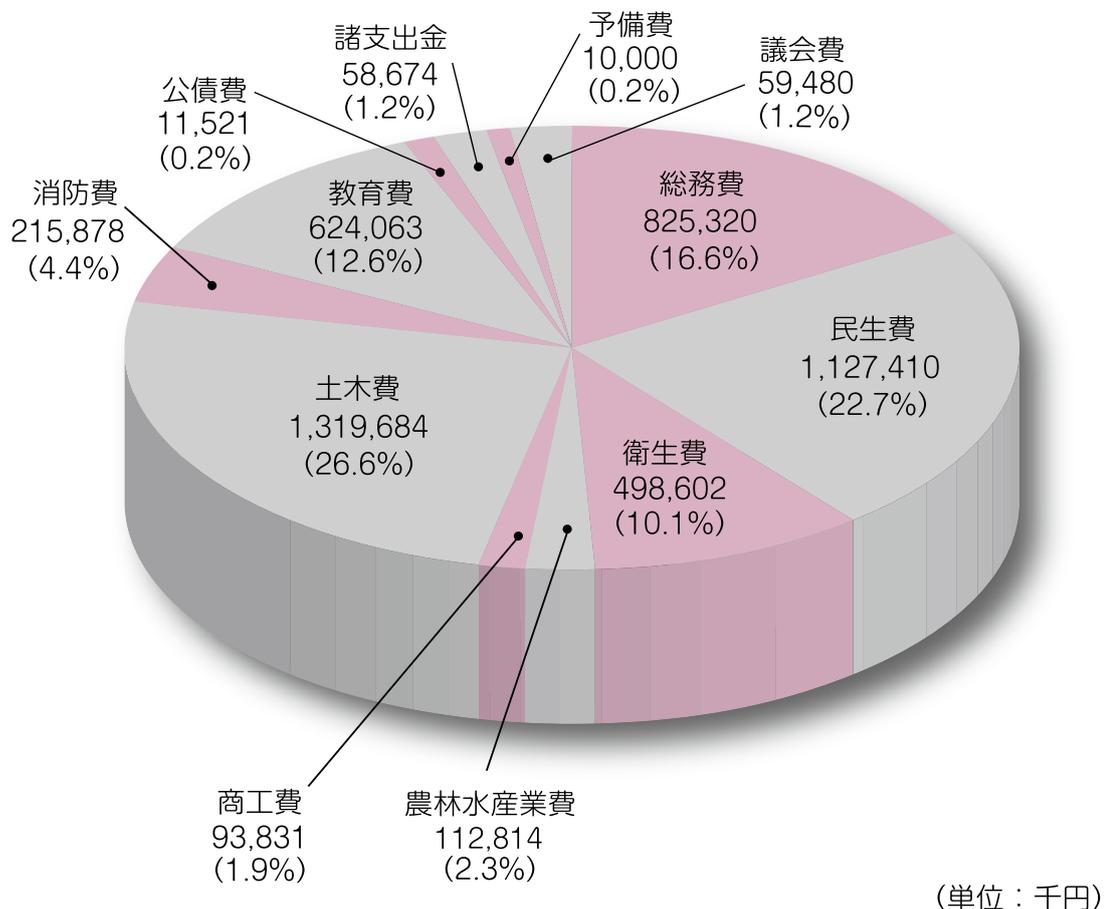
令和2年3月6日

忍野村長 天野 多喜雄

# 令和2年度当初予算が 次のとおり可決されました。

1. 一般会計	4,957,277千円
2. 国民健康保険特別会計	738,598千円
3. 後期高齢者医療特別会計	124,480千円
4. 下水道事業特別会計	295,041千円
5. 平山簡易水道特別会計	14,837千円
6. 人づくり資金貸付事業特別会計	8,542千円
7. 介護保険特別会計	460,139千円
8. 介護予防支援事業特別会計	6,911千円
9. 土地開発事業特別会計	3千円
10. 水道事業会計(収益的支出)	42,278千円
11. 水道事業会計(資本的収入及び支出)	209,336千円

## 令和2年度一般会計歳出総額



## 令和2年度 一般会計当初予算概要

事業名	内概要説明事業費 (単位：千円)		主な事業内容	担当課
	委託料	24,590		
地域活性化対策事業	委託料	24,590	第6次総合計画修正業務及び地方創生総合戦略改訂支援業務 6,891千円 杓子山南麓森林公園(石久保川橋梁工事 第2工区)積算及び現場技術業務 3,960千円 杓子山南麓森林公園(第3工区上部工)積算業務 2,409千円 杓子山南麓森林公園修正設計業務 5,852千円 杓子山南麓森林公園大屋根設置実施設計業務 3,938千円 杓子山南麓森林公園大屋根設置に伴う地質調査業務 1,540千円	企画課
地域活性化対策事業	工事請負費	96,875	杓子山南麓森林公園整備工事費(橋梁下部工事分) 96,875千円	企画課
地域活性化対策事業	負担金補助及び交付金	7,600	山中湖村温泉施設利用補助金 6,000千円 移住支援交付事業補助金(世帯1,000千円・単身600千円) 1,600千円	企画課
忍野村まち並景観形成事業	負担金補助及び交付金	10,900	忍野村景観整備補助金 4,500千円 世界文化遺産景観形成支援事業補助金 6,400千円	企画課
防災無線放送管理事業	工事請負費	16,797	平山屋外拡声子局移設工事 16,797千円	総務課
介護予防・生活支援事業	使用料及び賃借料	3,456	高齢者外出支援タクシー代 3,456千円	福祉保健課
社会福祉協議会運営助成事業	負担金補助及び交付金	11,707	社会福祉協議会委託事業運営費補助 11,707千円	福祉保健課
児童福祉総務事業	負担金補助及び交付金	111,822	広域保育委託負担金 20,000千円 村内認可施設委託負担金 88,000千円 保育無償化分割食費 1,890千円	福祉保健課
こども医療費助成事業	扶助費	50,583	こども医療費助成金 50,583千円	福祉保健課
環境衛生事業	負担金補助及び交付金	11,139	住宅用太陽光発電システム設置費補助金 4,000千円 合併処理浄化槽補助金(10人槽×1基+5人槽×8基+7人槽×6基) 5,688千円 木質ペレットストーブ設置補助金(200,000円×7件) 1,400千円	環境水道課
土地改良基盤整備事業	工事請負費	28,220	用水路安全対策(フェンス・溝蓋等設置)2箇所 L=2.3km 26,900千円	観光産業課
定住化促進新築等補助事業	負担金補助及び交付金	25,000	定住化促進新築等補助事業(1,000千円×25件) 25,000千円	建設課
居住環境整備促進補助金交付事業	負担金補助及び交付金	60,000	居住環境整備促進助成金(2,000千円×30件) 60,000千円	建設課
道路維持補修事業	工事請負費	204,047	村道梨ヶ原中道線電線共同溝工事(第2期) 125,000千円 村道鷹巣2号線道路補修工事 9,365千円 村道入角丸尾岸線防護柵設置工事 3,000千円 天神木付近河川敷道路簡易舗装工事 2,000千円 除雪費 46,081千円 舗装補修 6,000千円 不陸整正 3,700千円 構造物補修 4,500千円 災害対応 2,100千円	建設課
道路維持補修事業	補償補填及び賠償金	24,970	セル/バ前交差点信号設置に伴う店舗施設改修補償費 24,970千円	建設課
民安道路改良事業	委託料	108,948	渋川排水路設計業務(第3期) 20,000千円 雨水排水対策計画策定業務委託 41,110千円 村道高木線道路改良拡幅工事測量設計業務 20,185千円 村道鐘山線道路改良拡幅工事測量設計業務 6,210千円 村道鐘山線道路工事(第3期)現場技術業務 2,710千円 村道大割線改良舗装工事(かいじ橋)現場技術業務 1,375千円 村道寺久保山中湖線(2工区)工事積算及び現場技術業務 3,469千円 村道梨ヶ原中道線工事現場技術業務 2,710千円 村道梨ヶ原中道線(その1)予備設計業務 4,355千円 村道梨ヶ原中道線(その1)補償料算定及び不動産鑑定業務 6,224千円	建設課
民安道路改良事業	工事請負費	495,666	村道梨ヶ原中道線道路改良工事(第1期) 67,859千円 <防衛8条> ※R1-2継続 村道梨ヶ原中道線道路改良工事(第2期) 87,846千円 <防衛8条> ※R2-3継続 村道梨ヶ原中道線道路改良工事(第2期)電柱移設工事 10,553千円 村道大割線(かいじ橋)道路改良工事 74,363千円 <防衛8条> ※R1-2継続 村道大割線(かいじ橋)道路改良工事(添架) 20,000千円 村道鐘山線道路工事(第3期分) 68,676千円 <防衛8条> ※R1-2継続 村道鐘山線道路工事(第4期分) 43,502千円 <防衛8条> ※R2-3継続 村道寺久保山中湖線(2工区)工事 82,458千円 <防衛9条> 村道寺久保山中湖線(2工区)伐採工事 40,409千円	建設課

# 議 案 審 議

## こんなことが決まりました

### 契約締結

● 議案第1号  
村道鐘山線2号橋設置工事変更契約締結の件

● 議案第2号  
村道寺久保山中湖線道路改良工事(1工区)変更契約締結の件

● 議案第3号  
(仮称)杓子山南麓森林公園憩いの森石久保川橋梁工事(1工区)変更契約締結の件

以上の3件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

### 補正予算

● 議案第4号  
令和元年度忍野村一般会計補正予算(第5号)の件

● 議案第5号  
令和元年度忍野村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の件

● 議案第6号  
令和元年度忍野村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件

● 議案第7号  
令和元年度忍野村下水道事業特別会計補正予算(第4号)の件

● 議案第8号  
令和元年度忍野村平山簡易水道特別会計補正予算(第1号)の件

● 議案第9号  
令和元年度忍野村人づくり資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)の件

● 議案第10号  
令和元年度忍野村介護保険特別会計補正予算(第4号)の件

● 議案第11号  
令和元年度忍野村介護予防支援事業特別会計補正予算(第4号)の件

● 議案第12号  
令和元年度忍野村水道事業会計補正予算(第3号)の件

以上の9件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

### 条例の制定、一部改正等

● 議案第13号  
富士五湖ふるさと市町村圏基金に対する出資金にかかる権利の放棄について

● 提案理由  
基金を取り崩し、富士五湖広域行政事務組合の新庁舎建設事業の経費に充てるため。

以上の件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

● 議案第14号  
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

● 提案理由  
地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員制度等に関連する関係条例を整備する必要があるため。

以上の件は、質疑・討論がなく採決の結果、賛成多数で可決されました。

#### 賛成議員

堀内 義郎・小林 太伸・渡邊喜久一  
田邊 宏哉・大森 浩義・渡邊 隆三  
渡邊 壽幸・櫻井をさみ・三浦 哲朗  
天野 弥一

#### 反対議員

天野 秋弘

● 議案第15号  
忍野村印鑑条例の一部改正の件

● 提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

● 議案第16号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件

● 提案理由

地域の自立性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等の施行に伴い、所要の改正が必要であるため。

● 議案第17号

忍野村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の件

● 提案理由

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、所要の改正をする必要があるため。

以上の3件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

● 議案第18号

忍野村国民健康保険条例の一部改正の件

● 提案理由

国民健康保険制度改革への対応として、国民健康保険税の課税方式を現在の4方式から3方式とするため。

反対討論

天野秋弘議員

今回の改正で資産割が廃止されたことは賛成です。

もともと資産割という方式に疑問を持っていました。日々の暮らしに使っている住宅や土地などの生活資産は所得をうみません。所得のないものに課税すると低所得者に負担の比重が高くなります。同じことが均等割にも言えます。また、わずか300円ですが平等割が減額されていますが、均等割は7300円増額されています。家族が多い世帯ほど税額が高くなります。

高すぎる国保税を協会けんぽ並に引き下げることで、人頭税に等しい均等割を廃止すること、中でも子ども的人数割は免除することを求めます。そのために一般会計からの法定繰入以外の繰入を行うことが必要です。

そして、国に対しては、自治体独自の施策にペナルティーを科さないことや、国保会計へ全国で1兆円規模の財政補助を行うよう求めます。

賛成討論

田邊宏哉議員

本議案の改正内容は、現在、忍野村国民健康保険税は所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で算定していますが、令和3年度より資産割を除く3方式に変更し、それにあたり、国民健康保険の財源を維持するため資産割分を所得割と均等割、平等割へ転嫁する内容であります。

これについては、以前より資産割へ対する不公平感が叫ばれており、年金生活者や退職者「65歳以上の加入率が平成20年度の18%から平成30年度の35%」と10年で2倍に増えていることや、収入が少ない割に居住資産への賦課に対する負担が大きいため、固定資産税とは別に課税されるなど二重課税感が強いことが挙げられることから、全国的に資産割を除く3方式への移行が増加してきております。

また、山梨県内の算定方式の移行状況についても、3方式への移行は全国的な流れでもあり、現在山梨県でも3分の2の自治体が3方式となっております。郡内地域においても令和3年度には本村を含む殆どの市町村が3方式となります。

今回の改正では増額対象者の影響を抑えつつ、応益割であります均等割・平等割に配分して、影響の範囲が広く全体的に及び税率を採用しております。更には、財政調整基金を活用していくことを考慮し、村民から納付して頂く国民健康保険税を改正前の必要最小限

の予算規模に留めております。

加えて、改正までのスケジュールにおいても、本定例会において議案可決後、HPや広報などで1年間をかけて十分な周知を図るといった内容であります。

以上のことから、これらの説明を総合的に判断する中、地域住民への周知徹底を要望し、賛成討論とさせていただきます。

以上の件は、質疑がなく討論があり採決の結果、賛成多数で可決されました。

● 賛成議員

堀内 義郎・小林 太伸・渡邊喜久一  
田邊 宏哉・大森 浩義・渡邊 隆三  
渡邊 壽幸・櫻井をさみ・三浦 哲朗  
天野 弥一

● 反対議員

天野 秋弘

● 議案第19号

四季の杜・おしの公園設置及び管理に関する条例の一部改正の件

● 提案理由

四季の杜・おしの公園の適切な管理運営を図り活用を促進するための施設の利用料金等の改正が必要なため。

●議案第20号  
忍野村消防団員の定員、任免、給与、  
服務等に関する条例の一部改正の件

●提案理由  
消防団を中核とした地域防災力の充  
実強化に向けた重点取組事項に関する  
消防庁長官通知の発出等に伴い、所要  
の改正をする必要があるため。

以上の2件は、質疑・討論がなく採  
決の結果、全会一致で可決されました。

## 当初予算

●議案第21号

令和2年度忍野村一般会計予算の件

### 反対討論

天野秋弘議員

新型コロナウイルスが猛威をふるい、  
健康と生命を脅かしています。さらに  
経済に大打撃をもたらしています。  
消費税10%への増税、米中の経済摩  
擦など、大企業から個人事業所まで私  
たちの暮らしと経済は三重苦にみまわ  
れています。

浜岡原発の廃炉を求めるべきです。  
太陽光発電の補助金の増額など原発か  
らの脱却を後押しすべきです。

新型コロナウイルス感染症対策、自  
然災害対策に万全を期すとともに、深  
刻な経済の落ち込みから村内企業の営  
業を守るために、支援に取り組むべき  
です。

また、消費税を5%へ減税するよう  
国に求めること、国保税や介護保険料  
の引き下げを行うこと、重度障害者医  
療窓口無料を復活させること、プロッ  
ク塀の改修補助制度の創設、義務教育  
の完全無償化、集団検診・粗大ゴミ回  
収を無料にすることを求めます。

### 賛成討論

大森浩義議員

天野村政における、2期目の最初と  
なる令和2年度の予算額として、歳入  
歳出49億5727万7千円からなる当  
初予算にしましては、賛成でありま  
すが、予算のうちの何点かにつきま  
して、若干の要望などを踏まえて申し上  
げたいと思います。

歳入に歳入において、前年度と比  
較して7・2%の減額という中で、法  
人税の減収などが見込まれております。  
将来的な忍野村の財政を見据えたとき、  
大企業からの税収などに依拠すること  
なく、国、県の補助制度を取り入れら  
りするなど、幅広い財源の確保に尽力  
する必要もあると考えております。

北富士演習場を抱えることで、身近  
にある防衛省の補助制度だけでなく、  
他の省庁や山梨県が所管する補助制度  
を効果的に活用することも検討してい  
ただき、住民負担の軽減に努めていた  
だきたいと思っております。

次に、歳出についてであります。  
まず、第1点といたしまして、地域  
活性化対策事業についてですが、主な  
ものでは、杓子山南麓森林公園に係る

事業経費として、委託料、工事請負費  
のうちに1億1457万4千円が計上  
されております。

地域における開発・整備事業などは、  
経済の活性化を促すことにもつながる  
ことであり、住民共有の重要な施策で  
あると認識しております。特に、杓子  
山南麓森林公園の橋梁下部工事は、継  
続事業として令和2年度に完成が見込  
まれることから、今後の効果的利用が  
想定できるものとして私も期待してい  
るところであります。

第2点といたしまして、児童福祉総  
務事業のうち、負担金・補助及び交付  
金に1億182万2千円、児童手当  
支給事業として、扶助費に1億564  
7万5千円、こども医療費助成事業と  
して、扶助費に5058万3千円が計  
上されております。

忍野村の将来を担っていくであろう  
子育て世代の負担を考えると、その  
周辺環境も踏まえてこのような生活基  
盤に直結する事業を村が積極的にサポ  
ートしていくことは、大きな安心につ  
ながるものと理解しております。

第3点といたしまして、道路維持補  
修事業であります。住民の移動手段  
が主に車両に依存する私どもにおいて  
は、当然に必要な不可欠の事業であると  
考えております。特に、セルバ前交差  
点信号設置に伴う店舗施設改修補償費  
の2497万円については、朝夕の混  
雑解消に向けた事業の一環としてだけ  
でなく、危険除去を伴った交通の利便  
性をも追求するものと理解されること  
であります。

当初予算の成立時には、早々にも事  
業着手を行い、住民の往来における交  
通安全の確保の観点からも、この事業  
に伴う必要な整備なども併せて行っ  
てもらいたいと思っております。

次に第4点ですが、民安道路改良事  
業として、委託料、工事請負費の合計  
6億461万4千円が計上されてお  
ります。改良工事などを含んだインフラ  
整備として各種の必要な事業が予定さ  
れている中で、スムーズな運行や渋滞  
緩和などにも配慮されたものであり、  
村の観光事業の一助になるものと期待  
しております。

最後になりますが、2020東京オ  
リンピック事前合宿推進事業でありま  
す。その事業費として、需用費、委託  
料で2069万9千円が計上されてお  
ります。フランスのバスケットボール  
チームの事前合宿については、忍野村  
としても、世界レベルのチームが何不  
自由なく、満足して使用できる体育館  
施設が整備されていることを、近隣や  
国内にとどまらず、世界に対しても、  
さらにアピールしていくことが必要で  
はないかと思っております。

オリンピックは、世界中の国、地域  
から様々な人々が集まる国際的なイベ  
ントでもあります。今は、新型コロナウイルス  
感染症の拡大防止のため、渡  
航制限や、入国拒否などの国家的対応  
がなされ、また、その開催についても、  
延期、又は中止との意見も毎日のよう  
に聞かれる状況ではありますが、当面  
は、予定どおり7月24日のオリンピッ  
ク開催とした目標を持った努力は継続

する必要があると思っております。

そしてオリンピックが開催されるに至った際は、忍野村の魅力を前面にアピールするとともに、東アジアの国々に目を向けるだけでなく、特定の国、地域の来訪者に依存しない国際観光地としての位置付けにシフトすることも念頭に入れる必要があると考えます。以上、何点かに及んで発言させていただきます。ただきましたが、天野村長においては、令和2年度当初予算の執行に当たり、いただいたの件などについて、是非、斟酌いただきまして、今後におけるより良い住民生活の向上と村政の発展をお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。

以上の件は、質疑がなく討論があり採決の結果、賛成多数で可決されました。

●賛成議員

- 堀内 義郎・小林 太伸・渡邊喜久一
- 田邊 宏哉・大森 浩義・渡邊 隆三
- 渡邊 壽幸・櫻井をさみ・三浦 哲朗
- 天野 弥一

●反対議員

- 天野 秋弘

●議案第22号

令和2年度忍野村国民健康保険特別会計予算の件

●議案第23号

令和2年度忍野村後期高齢者医療特

別会計予算の件

以上の2件は、質疑・討論がなく採決の結果、賛成多数で可決されました。

●賛成議員

- 堀内 義郎・小林 太伸・渡邊喜久一
- 田邊 宏哉・大森 浩義・渡邊 隆三
- 渡邊 壽幸・櫻井をさみ・三浦 哲朗
- 天野 弥一

●反対議員

- 天野 秋弘

●議案第24号

令和2年度忍野村下水道事業特別会計予算の件

●議案第25号

令和2年度忍野村平山簡易水道特別会計予算の件

●議案第26号

令和2年度忍野村人づくり資金貸付事業特別会計予算の件

以上の3件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

●議案第27号

令和2年度忍野村介護保険特別会計予算の件

●議案第28号

令和2年度忍野村介護予防支援事業特別会計予算の件

以上の2件は、質疑・討論がなく採決の結果、賛成多数で可決されました。

●賛成議員

- 堀内 義郎・小林 太伸・渡邊喜久一
- 田邊 宏哉・大森 浩義・渡邊 隆三
- 渡邊 壽幸・櫻井をさみ・三浦 哲朗
- 天野 弥一

●反対議員

- 天野 秋弘

●議案第29号

令和2年度忍野村土地開発事業特別会計予算の件

●議案第30号

令和2年度忍野村水道事業会計予算の件

以上の2件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

# 条例の制定

●議案第31号

忍野村商工振興災害対策資金貸付条例の制定の件

以上の件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

# 委員会提出議案

●委員会提出議案第一号

忍野村議会委員会条例の一部改正の件

以上の件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

# 継続審査

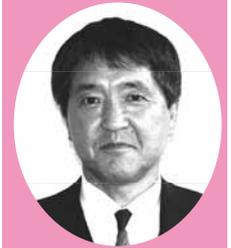
- ・議会運営委員会委員長
- ・総務常任委員会委員長
- ・産業土木常任委員会委員長
- ・教育厚生常任委員会委員長
- ・北富士演習場対策特別委員会委員長

以上の委員会より閉会中の継続審査の申し出があり、全会一致で継続審査となりました。



ここが聞きたい！

# 一般質問



天野秋弘  
議員

## 質問① 新型コロナウイルス感染症対策について

問 い 天野秋弘議員

- 新型コロナウイルス感染症対策について何点が質問します。
- 小中学校を休校にした根拠。
- 休校によって仕事を休まざるを得なくなった保護者数。
- 休校中でも登校を希望する児童・生徒は受け入れていきますか。その人数。
- 放課後児童クラブの受け入れ状況の6日以降を教えてください。この中で朝8時半からは何人ですか。
- 休校によって給食の食品ロスはそのくらい出ましたか。品種、量、金額を。
- デイサービスなど高齢者福祉事業はどのような対応を行っていますか。また、そこでのマスクなどの不足はありませんか。
- 備蓄物資の8千枚のマスクを村民に提供する考えはありませんか。
- 数秒で測れる体温計やサーモグラフィなどの在庫数と購入計画について教えてください。

答 え 天野忠純総務課長

● 観光・サービス業の減収はどのくらいですか。

1点目の、小学校を休校にした根拠については山梨県教育委員会からの依頼を受け忍野村教育委員会内において協議し決定しました。2、3、4点目の質問についてはまとめてお答えします。

まず、学童保育の受け入れ状況ですが、6日が36人、9日が37人、10日が37人です。朝8時から8時30分に来館する児童数は毎日約20人です。

次に休校中の登校受け入れについてですが、忍野村では休校に伴う措置として、学童保育を夏休み等の長期休暇と同様、1年生から6年生まで、午前8時から午後6時までの受け入れ態勢を取りましたので、小学校に登校を希望する児童はいませんでした。

なお、学童保育の受け入れについては保護者の就労状況にもよりますが、可能な限り受け入れを行っておりますので、休校により仕事を休まざるを得なかった保護者の報告は受けておりませんし、雇用調整助成金については、従業員の自宅待機等を行っている事業者が申請する制度で村ではホームページ

ジで制度のお知らせをしております。

5点目の給食の食品ロスについてはですが、業者と連絡を取りキャンセルが可能なものはキャンセルで対応していただき、それ以外の食品については購入を行いました。また、忍野村ではプレハブ型の冷蔵庫と冷凍庫を備えていますので保存は可能です。

6点目の高齢者福祉関係施設における対応につきましては、議会初日にお配りした「新型コロナウイルス感染症対策」説明資料に記載させていただいておりますが、忍野村デイサービスセンター、2か所の地域密着型、通所介護事業所におきましてはそれぞれにおいて対策を強化している状況ですのご理解をお願いいたします。

また、ご質問の物品の状況につきましては各施設とも現時点で不足している物はないといった状況です。

7点目の忍野村に在庫している8千枚のマスクの件ですが、村としては有効的に配布する予定でいます。

特にどうしても開催しなければならぬ会議、本日の議会も該当しますが、卒園式・卒業式などの行事や、乳児検診等の入り口においてマスクを使用していない参加者の皆様に配布していくつもりです。村としても更なるマスクの確保に向けて業者に発注しています。が現在多量の確保は難しい状況です。

また、村内に感染者や濃厚接触者等が発生した場合には担当する従事者や周辺の住民に配布しなければならぬと思っております、村の在庫を確保しております。

8点目の離れたところで計測できる体温計につきましては、現在在庫はありません。今後の購入につきましては各事業所に配置できるよう努めてまいります。

9点目の「観光・サービス業の減収はどのくらいか、また可能な限り直近の数値で」とのことですが、個人や法人の所得関係というデリケートな課題であることから具体的な調査は行っていません。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症発生後の忍野八海周辺に出入りする大型観光バスなど、観光客数は発生前に比して激減したことは明らかであり、2月から10月までの日帰りのほうとうやそば打ちなどの日帰り体験予約は、現時点160名ほどのキャンセルとのことであります。

ゴールデンウィーク明けからの修学旅行予約は、秋以降へ変更することを学校側で検討しているとのことですが。

また、学生など夏の合宿予約は、現時点キャンセルは入っていないとのこととです。

これ以外の村内の中小企業や個人事業者の状況ですが、南都留中部商工会など関係機関へ確認した結果、現時点では相談や問い合わせ等ないとの状況であります。

いずれにしても、今後、新型コロナウイルス感染症の長期化が懸念され、経済活動等更なる影響が出ることで想定されますので、今後も引き続き情報収集に努め、迅速で的確な対策が講ぜられるよう努めて参ります。

再質問

天野秋弘議員

学校再開についてはどのような予定でしょうか。登校を希望する児童・生徒がゼロで、休校によって仕事を休まざるを得なくなった保護者が一人も「報告を受けていない」というのは驚きの数字です。

放課後児童クラブをどう強化したのか教えて下さい。休校を実施する時に保護者にはどのような連絡をしたのでしょうか。「希望すれば登校を受け入れる」ことは方針としてあったのでしょうか。給食で「廃棄した食品は無い」ということで間違いはないですか。また給食の職員はこの間どうしていますか。観光・サービス業の減収状況については、「デリケートな課題であるので調査していかない」とのことですが、村内の中小企業、事業所の営業を守ることが行政の大事な仕事の一つです。経営状況を掌握して支援策を講ずるべきだと思えます。

答え

渡邊顕麗教育課長

教育委員会では、小中学校の再開については18日の水曜日より再開する予定です。

次に放課後児童クラブの態勢ですが、小学校1・2年生を3部屋、3年生を1部屋、4・5・6年生を1部屋とし、全5部屋体制とし、各部屋に指導員2名を配置しています。

次に休校を実施する時に、忍野村で

は放課後児童クラブが6年生まで対象であること、また、受け入れ態勢も強化したことに伴い「希望すれば登校を受け入れる」との方策は取りませんでした。

次に給食についてですが、廃棄した食品はございません。また、給食の職員は通常通り出勤しております。次に、給食を届けるなどのサービスについては現在考えておりません。

答え

後藤正美観光産業課長

再質問中、観光・サービス業の減収状況の調査については、観光産業課よりお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、観光業を始め、村内の企業等の経営状況等しつかりと見守っていくことは、事業所を始め、多くの納税者のみなさまよりお預かりした税金を行政運営の原資とさせていただいている立場として当然のことであると深く認識いたしております。個々の経営状況の掌握については、

今後も調査方法を検討してまいります。まず、先ずは運転資金や設備資金などの事業資金の緊急的な支援策を情報発信することが重要であると思っておりますので、関係機関と常に連携を密にし、国や県の経済支援策など最新情報を適時的確に村民みなさま方へ発信するよう今後も努めてまいります。

更に、忍野村独自の中小企業者等支援策として、本日の本会議に融資条例案を上程させていただく予定となっております。

再々質問

天野秋弘議員

該当者を無理やり見つけようとしている訳ではありません。

急な学校休校でも、子供たちを受け入れられる社会は大変良いことです。忍野村はまだまだ大家族が存在し、親戚、近所の付き合いも濃厚であることなどを考慮すると子供たちを家庭や親戚を中心としたみんなで面倒を見きれたという判断も出来る訳ですが、この点について教育委員会の見解はいかがですか。

今後の休校についてはどのような方針のぞみますか。4月からの新学期、入学式等はどうにする予定ですか。感染者が発生した場合どうしますか。企業等の経営状況について、ただちに聞き取り調査を行いませんか。無担保無保証無利子の融資や損失補填、国税の減免、支払い期日の延期、延滞料の免除などを行う考えはありませんか。

答え

渡邊顕麗教育課長

今回の新型コロナウイルス感染症対策に関する臨時休校に伴い、保護者の皆様には適切な対応をしていただき、有難く思っております。誠にありがとうございました。

小中学校は18日に再開され、4月の入学式は卒業式と同様な対応で縮小して行います。参加者は新入学生と保護者1名、来賓は最小限での開催となります。

次に、1名でも感染者が発生した場合には、当該校を事実発生日から14日間臨時休校とする等の措置は行います。

答え

後藤正美観光産業課長

観光・サービス業の減収調査につきましては、先月中旬に実施したセーフティネット保証4号の地域指定を受けするための緊急調査の様式を参考にし、サービス業・宿泊業・小売業・飲食業・製造業など南都留中部商工会の登録事業所約190件の早急な調査実施に向けて現在事務を進めております。

なお、2月19日の緊急調査結果ですが、南都留中部商工会によりますと、飲食業1件のみがありました。新型コロナウイルス感染症の影響によるものではなかったとのことであり、ここ数日間、小売業・建設業などから相談件数が増加しているとのことであります。また、現時点ですが、2件の事業者様のセーフティネット保証の認定を行っております。

次に、減収幅の大きい事業者の無担保・無保証・無利子の融資制度への適応や減収分の一定額の損失補填などの検討についてですが、お手元に提出させていただいた表のとおり、現時点における国や県などの様々な融資制度があり、国や県においても日々これら融資制度の検討を行っております。

これら動向を常に注視し、適時的確な経営支援策に鋭意努めて参ります。

**答え** 渡邊 仁 税務課長

国民健康保険税の減免については、国民健康保険税条例により対応するところではありますが、現段階ではコロナウイルス感染症の感染拡大による減免については、今後の状況を見極めながら判断していきたいと考えております。

また、支払い期日の延期、延滞金の免除につきましては、令和2年3月13日付にて、山梨県より徴収猶予の取り扱いについて適切な運営について通知を受けております。

**質問②** マイクロプラスチック問題について

**問い** 天野秋弘議員

● 買い物にはマイバックを持参し、必要のないレジ袋は自分から断ります。  
● 使い捨てプラスチック容器・包装は、できる限り使用しません。  
● マイボトルを持参し、ペットボトルのごみ削減に努めます。  
● プラスチックごみはルールに従って分別し、散乱しない工夫をします。  
● ごみのポイ捨てはしません。落ちているごみを積極的に拾います。  
● 清掃活動に積極的に参加します。などの内容を盛り込んだ「プラスチック

ごみ0（ゼロ）宣言」を行う考えはありませんか。

次に、村主催・共催の行事、イベントなどの催し物の時に、プラスチック用品を使わないようにできないでしょうか。

また、会議や日常の役場業務の中でもペットボトルの使用を禁止し、紙コップやマイボトルなどに切り替える考えはありませんか。

**答え** 天野勇人 環境水道課長

1 点目のご質問でございますが、マイクロプラスチックごみの削減は行政だけで出来るものではありません。議員ご提案のとおり、住民一人ひとりが自分の事として捉え、日々の生活の中で実践していくことが求められております。そのためには、住民の方々がマイクロプラスチックごみ問題に関心を持ち、住民の機運が高まったときに、ごみゼロ宣言ができるものと考えております。

忍野村といたしましては、広く住民の方々がマイクロプラスチックごみ問題に関心を持ち、理解していただくことが先決であると捉え、忍野村家庭ごみ分別ガイドブックを作成し、同時に村のホームページにも掲載したところでございます。今後も引き続き住民の方々への周知活動に努めてまいります。

また昨年7月13日、サンニチ新聞社と山梨放送が主催で桂川のごみ拾いを行っております。当日は、忍野村ユネスコ協会、一般ボランティア、忍野村

役場職員の約150名が参加し、2トトラック1台分のごみを回収することができました。

更に10月6日には、釣り人主催による桂川のごみ拾いを行い、一般ボランティアと役場職員の約20名が参加し、軽トラ3台分のごみを回収することができました。

今後、この様な取り組みを行政の立場からしっかりとサポートしていきたいと考えております。

2 点目のご質問の村主催・共催の行事、イベント等の催し物の際に、プラスチック用品を使わないようにできないかとの質問ですが、議員ご指摘のとおり、多くの人が集まるイベントはたくさんのごみが出ています。そこで、リユース食器を使ってイベント等で出るごみの減量化を目指し、今後はイベント等に積極的に活用してまいりたいと考えております。

3 点目のご質問の、会議や日常の役場業務の中でもペットボトルの使用を禁止し、紙コップやマイボトルなどに切り替える考えはあるかのご質問ですが、役場業務の中では職員がマイボトルやマイコップを持参し、ごみの減量化に取り組んでいるところでございます。

また、会議につきましては、ペットボトルを資源ごみ、可燃ごみに分別し可燃ごみの減量化に努めてまいります。

**再質問**

天野秋弘議員

答弁では「住民が関心を持ち、機運

が高まった時に宣言ができるもの」との考えを示しましたが、県は3月に「プラスチックごみ減少計画」を発表するとの情報もあります。また富士河口湖でも「宣言」をすべく議論が進んでいるとも聞いています。

つまり、住民が関心を持ち、機運が高まるのを促進するために「計画」や「宣言」があるのではないのでしょうか。名称や内容にこだわるものではありませんので、プラスチックごみを削減することに役立つ何らかの表明を村として行うことについて再度伺います。

**答え** 天野勇人 環境水道課長

村では、平成29年度から令和3年度までを目標年次とする一般廃棄物処理基本計画を策定しております。

これは、環境負荷の少ない循環型社会を形成するため、住民、事業者、行政が連携し、マイクロプラスチックを含めたごみの減量化やごみの資源化に取り組んでいくための計画でございます。

マイクロプラスチック問題は、世界規模で取り組まなければならない深刻な問題であると認識しております。プラスチック依存からの脱却を目指し、住民一人ひとりが身近な問題として捉え、取り組んでいくことが重要であると考えております。

ここが聞きたい！

# 一般質問



天野弥一 議員

## 質問① 新型コロナウイルス対策関連について

問 い 天野弥一議員

中国武漢市を発症源とする新型コロナウイルスの感染が広がる中、長崎知事は県議会で緊急措置として、影響を受けた企業や事業者到低金利で資金を貸し出すとしました。県内においても、自治体独自で緊急対策を講じました。

本村においても、ローカルレベルで緊急性をもった感染拡大を防ぐ緊急対策を講じることが、村民の生命財産を守ることに直結し、感染拡大を第一線で、防ぐことが急務であると認識します。直ちに然るべき緊急対策を講じるべきであります。執行部に全村民に分かり易い答弁を求めます。

一方で政府は、新型コロナウイルス感染対策として、インバウンド入国規制を新たに拡大し発布しました。観光を生業とする観光業者つまり、観光に携わっている多くの村民事業者が大打撃を受けていることが実状であります。政府並びに山梨県も低金利による資

金貸し出し支援対策を講じることになりましたので、本村におきましても当該事業者緊急支援について、執行部に全村民に分かり易い答弁を求めます。

答 え 天野忠純総務課長

1点目の新型コロナウイルス感染症についての本村の対応ですが、村内に新型コロナウイルス感染症の感染者は発生していないが、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、国や県の計画と連動し発生前から発生に備え準備をするとともに、地域住民への予防方法や感染情報を周知することにより蔓延防止に全力で取り組み、地域住民の生命を守り、社会機能への影響を最小限に食い止めるよう万全の体制を執る。を基本方針に、庁内体制を整えるとともに忍野村が主催する行事イベント事業は開催の必要性を検討の上令和2年3月末まで原則見合わせる。また、開催する場合は、参加者を必要最低限度としマスク着用を義務付けるなど感染予防策を十分に行い実施する。

なお、屋外の行事・イベント・事業においても高齢者を対象にしたものは原則見合わせる。公共施設は令和2年3月末まで臨時休館の対応をとってお

ります。

また、施設に次亜塩素酸水を配布し管理人による管内の消毒を定期的に行うこととしております。

なお、行事・イベント・事業の開催と公共施設の休館につきましては、状況により延長も考えております。

答 え 後藤正美観光産業課長

新型コロナウイルス対策緊急支援策とのことですが、従前より本村には中小企業者や小規模事業者の支援制度として「忍野村商工業振興資金等利子補給金交付要綱」と「忍野村小規模企業者小口資金融資促進条例」がございます。特に、商工業振興資金等利子補給金交付要綱においては、利子補給率30%を景気浮揚策の特例措置として、毎年70%で利子補給させていただいております。

今回、これら規定に加え、観光業を始めとした中小企業者及び個人などの小規模事業者などへの更なる支援強化策として、新型コロナウイルスのみならず、今後においても地震等の災害により経営に影響を受けたとき、恒久的な融資制度を創設すべく、現在、南都留中部商工会や関係金融機関の指導等をおこなうなど、時期を逸さないよう早期制定に向け鋭意進めているところであります。

再質問 天野弥一議員

中小企業者や小規模事業者への支援制度につき、交付要綱並びに促進条例をお示しになられ、恒久的な融資制度を創設すべくとの答弁をいただきましたが、現在村内事業者がどのような状況におかれているのか、ご存じでしょうか。地震等の災害についてもある程度理解できますが、早期制度化に向けた執行部の答弁を求めます。

何れにしろ、学校休校、その他緊急性をもった対策を講じていることは評価します。また、公共施設の閉館、公共事業の見合わせについても評価します。地域住民への予防方法を周知していると答弁していますが、目に見える具体的予防対策が講じられていません。執行部に答弁を求めます。

答 え 後藤正美観光産業課長

中小企業者等支援の早期制度化でございますが、制定に向けた関係機関との協議もおおむね整い、来る4月1日からの運用開始に向けて、本日の本会議に上程させていただく予定であります。可決決定いただきましたら、南都留中部商工会・金融機関の各窓口・忍野村ホームページ・広報・新聞折り込みなどで、村民のみなさま方へ速やかにご案内させていただきますよう現在準備を進めております。

**答 え** 天野忠純総務課長

地域住民への予防方法の周知ですが、村内に感染者が発生していない現状では、感染予防及び拡大防止のための予防策を村民に呼びかけることが最も重要であることから、正確な情報伝達方法として、村公式ホームページへの関連記事の掲載や、老人クラブには直接チラシを配布するなどの方法で呼びかけを行っております。

また、併せて村内での発生に備え、役場各課の役割を明確にするための行動マニュアルの策定を進めながら、情報収集を逐次行っております。

**再々質問** 天野弥一議員

新型コロナウイルスの地球規模での拡大、世界の経済状況は、リーマンショック以上に不安定な状況に陥っております。

村長は昨今、雑種地に係る固定資産税緩和措置の延長を1年間一時的猶予とはいえ決断されたことは高く評価いたします。

しかし、雑種地に係る固定資産税緩和措置延長は来年度で終了し、令和3年から近傍宅地に比準する雑種地の評価割合を適用するとチラシが配布されました。

新型コロナウイルス感染拡大は、予測を許さず、いつ収束するかわからない状況が続く限り、景気経済は安定せず、村民は不安の日々を過ごさざるを得ません。

政治経済はもとより、感染拡大は、いつ収束するか自治体も未知であります。

よって、令和3年度から近傍宅地に比準する雑種地の評価割合を適用するにつき、社会情勢の動向を見据えて判断すべきであると時期尚早だと思えます。どうか令和3年から社会情勢を見据え、判断することを強く要望いたします。答弁はいりません。

**質問②** 小学校建設に関して

**問 い** 天野弥一議員

〔質問1〕

去年の1月に立ち上げた建設検討委員会は今までに何回開催しましたか。また、これからあと何回ぐらい開催する予定なのかお聞かせ下さい。

〔質問2〕

2019年度予算に計上された基本設計は新年度に発注するのですか。

〔質問3〕

基本設計費を計上したということは、基本設計から実施設計、また、工事の発注から完成までの概略のスケジュール案があると思われれます。お聞かせ下さい。

〔質問4〕

忍野小学校の敷地内には、個人が所有する土地が含まれているという話を

以前聞いたことがあったので調べてみました。個人名義の土地は確かにあります。A氏、B氏、C氏名義となつています。公図で見るとC氏の土地はグラウンド、B氏の土地には小学校の建物、A氏が建っているように思えます。

私が心配するのは、個人の土地所有者が土地の賃貸借契約を更新しないと、言ってきたらどうするのかということ。出来ることなら個人名義の土地を村が買い取つて村の名義にしておく必要があるのではないのでしょうか。

また、公図を見ると敷地の中に道路や水路があります。今の小学校を建設する時は開発許可が必要なかったため残ってしまったのだと思いますが、今度、小学校を建て替えるには開発の許可を受け、次に建築確認の許可を受けなければ工事は出来ません。村長のお考えをお聞かせ下さい。

**答 え** 渡邊顕麗教育課長

1点目の建設等検討委員会は昨年1月より開催し、10月までに計6回開催し終了しております。

次に2点目の基本設計については、令和2年度に発注予定です。

3点目の概略スケジュールですが、令和2年度に基本設計業者の選定をプロポーザル方式にて選定し、同年度中に基本設計を行い、令和3年度から4年度かけて実施設計を行い、令和4年度中に校舎の建設に着手し、令和6年度の2学期開校を目指すスケジュールで計画しています。

次に4点目の小学校の敷地の件ですが、B氏、C氏名義の土地は何れも大正・昭和の案件であり、現在移転登記すべく事務を進めております。

また、道路や水路については、国より法定外公共物として譲渡を受けており、忍野村名義となつておりますので、建築確認申請等も含め、今後必要に応じて対応してまいります。

**再質問** 天野弥一議員

〔再質問1〕

建設等検討委員会は、計6回開催し終了しておりますとのことですが、検討委員会はどのような小学校建設を目指しているのか、理想とする忍野小学校のコンセプトをお聞かせください。

〔再質問2〕

基本設計を令和2年度に発注する予定ということは、基本設計費の5千万円は明許繰り越しをしたのですか。または、これからするのですか。

〔再質問3〕

基本設計業者の選定をプロポーザル方式にて選定し、とありますが、プロポーザルの要綱はこれから決めるのですか、又は既に決定しているのですか。

また、小学校建設の概算事業費の総額はどのくらいになりますか。また、小学校の建設には仮設校舎が必要だと思われれます。建設にはどのくらいの工事費と工期が必要になりますか。仮校舎の建設等も含めてこの概略スケジュールの令和6年度の2学期に開校できるのですか。

また、最近の小学校は木造で建設するケースが多くなっています。忍野小学校も木造で建設してはどうでしょうか。

〔再質問4〕

個人名義の土地については賃貸借契約の上、適正な賃料を支払っているということでしょうか。

小学校の敷地内にある道路や水路は、小学校用地として使用し続けるために用途廃止し、地目を学校用地にすべきだと思います。村長のお考えをお聞かせ下さい。

**答え** 渡邊顕麗教育課長

1点目の建設等検討委員会では、「忍野小学校の校舎は、もうすぐ築40年を迎えようとしています。校舎はその間に増築や改修を行い、その都度その時の状況に合わせて改善しながら使われてきてはいるものの、経年による劣化と、時代に合わせた学習環境の柔軟性に問題を抱えるようになってきています。また、児童数の増加により教室不足も生じてきます。」

このことから、「将来の忍野小学校のあり方を考えながら、子どもたちの安全で安心な生活を守る学校として、今後の環境改善についての可能性を考え検討し、効果的な施策を実現することが必要である」としています。

2点目の質問ですが、議会初日に補正予算を全会一致で可決いただいておりますので、令和2年度より予算執行していきたくと考えております。

3点目の質問のプロポーザルの要件ですが、補正予算を可決いただきましたので、現在策定中です。

次に小学校建設の概算事業費は約30億円です。

次に仮設校舎につきましては、使用する案と使用しない案がございますが、使用する場合現在の校舎の同等面積の仮設校舎を建設した場合、4億8千万円と推測しております。

工期につきましては、設計から建設までは11ヶ月程かかると思われます。仮設校舎を使用する場合でも、小学校の建設が令和4年度中に始められたとしてもスケジュールには支障ないと考えております。

次に木造の校舎ですが、プロポーザルの要件に入れられるか検討していきます。

次に4点目の土地の件ですが、大正昭和の所有権移転登記がされていない案件ですので、賃料の支払いは行っておりません。

次に地目変更と用途廃止の件ですが、今後は正して参ります。

**質問③** 忍野村施設及び農地法について

天野弥一議員

〔質問5-1〕

忍野村の公共施設のいくつかは地目

が「農地」となっています。罰則規定はないものの、不動産登記法第37条において、地目、地積、及び所有者登記人名義の変更があった場合は1ヶ月以内に変更登記をしなければならぬとされています。

地目を「農地」から「宅地」等へ変更する予定はありますか。

〔質問5-2〕

公共施設の土地所有者が個人名義となっている「筆」について、賃貸借契約がされているか。所有者が物故者である場合、その取扱いはどうなっているのか。土地を購入して忍野村名義とする予定はあるか。

〔質問5-3〕

おしの図書館・生涯学習センターは建築年度が平成22年、忍野フィットネスセンターは平成26年であり、いずれも地目は「田」となっています。これらの建物は平成21年の農地法改正後に建築されています。

農地法の転用手続きを怠っていませんか。または、農地法許可を取得したものの、地目と所有権移転登記を失念しているのではないですか。

〔質問6〕

中学校の敷地は、何とすべての筆が「田」になっていました。そして土地の所有者は忍野村になっていました。農地法改正以前はこれで良かったのですが改正後は、速やかに是正する必要がありますが、村長のお考えをお聞かせ下さい。

**答え** 天野忠純総務課長

質問5の1点目の忍野村所有の公共用地については、宅地への地目変更を進めてまいります。

2点目の公共施設の個人名義分につきましては、賃貸借契約をしております。所有者の方が亡くなられた場合は相続人の方と契約をしております。土地の購入につきましては売買に応じていただければ購入してまいります。

3点目の所有権移転につきましては、個人から賃貸借契約により使用しております。地目変更につきましては、今後は正してまいります。

質問6につきましては、今後は正してまいります。

**再質問** 天野弥一議員

〔再質問5-1〕

本来なら1ヶ月以内に変更登記をしなければならぬのに、なぜ、これほど長い間放置していたのですか。

また、いくつかの土地には抵当権等の設定がされており、通常の所有権移転よりも不測の費用と時間を要すると思われる。この点についてお考えをお聞かせください。

〔再質問5-2〕

過去に土地売買の交渉を土地所有者としたことはありますか。又は、今後、積極的に交渉をするつもりはありますか。いくつかの個人名義の土地には抵当権が設定されています。この抵当権

を解除したうえで村が購入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔再質問5-3〕  
農地の賃貸借についても農地法の許可を要するのではないですか。また、具体的にいつごろまでに是正するのかお聞かせ下さい。

〔再質問6〕  
この抵当権の解除には不測の時間と費用を要し、簡単に是正できると思われません。いつ頃までに是正するのかお聞かせ下さい。

**答え** 天野忠純総務課長

質問5の1点目の地目変更につきましては、職員間の連携不足が主な原因と考えております。また、抵当権につきましては、解除できるよう進めてまいります。

2点目の公共施設用地の取得につきましては、一部は交渉に応じていただき所有権移転も済んでおります。今後もし引き続き売買に応じていただければ進めてまいります。抵当権が設定されている場合は解除されてからの購入と考えております。

3点目、4点目につきましては、職員等の配置を考慮して進めてまいります。

**質問④**  
村の財政について

**問い** 天野弥一議員

〔質問7〕

忍野村には世界的にも誇れる優良企業があり、高額な法人税が毎年入ってきます。地方交付税を受けていない忍野村は他町村と比較して決して財政状況が悪いということはないと思います。が村長のお考えはいかがでしょうか。

〔質問8〕

令和2年度年度当初予算案は、前年に比べて約3・8億円減額の約49億5727万7千円になっており、緊縮型の予算となっております。

なぜ、緊縮型の予算を編成したのかその理由をお聞かせ下さい。

〔質問9〕

優良企業が仮に移転した場合、村の税収は極端に減ることになります。そうなるても良いような対策を今から打っておくことが必要だと私は思います。

私は、緊縮型の予算を組むのではなく、必要な所には惜しみなく、お金をかけるべきだと思います。例えば、保育園、幼稚園、小学校、中学校の整備やIT化等の教育費です。子どもたちに未来を託して今のうちから投資することは決して無駄ではないと思います。

結果、地方交付税の交付を受けるよ

うになったとしてもそれはそれで良いのではないのでしょうか。不交付の自治体の方が少ないのですから。村長のお考えをお聞かせ下さい。

**答え** 天野忠純総務課長

1点目の近年の健全化判断比率や財政力指数など各種財政指標を見る限り、本村の財政状況は良好であるといえますが、法人住民税への依存度が極端に高い財政構造であることから、他町村と同様に計画的な財政運営が必要であると考えております。

2点目の村内大手企業が直近の連結決算において大幅に減収減益と下方修正しており、更には昨年10月からの税制改正で法人税率が引き下げられたため、本村の令和2年度における法人住民税収は大幅に減収となる見込みであることから、メリハリをつけた緊縮型の予算編成といたしました。

3点目の必要などころに必要な予算を充てることは、ご指摘のとおり将来のためにも重要なことであり、令和2年度の予算編成においても継続事業の更なる推進へ積極的に予算配分したところであります。

しかし、地方交付税に関しては、經常的に収入されるであろう地方税収額などによって算定されるものであり、積極的な将来投資により地方交付税の交付・不交付が決まるものでないことをご理解お願いいたします。

**再質問** 天野弥一議員

村の財政について答弁をいただきましたが、①他町村と同様に計画的な財政運営が必要、②メリハリをつけた緊縮型の予算編成、③令和2年度の予算編成について継続事業のさらなる推進、積極的に配分につき、令和2年度の款項目節をさらに詳細に分析してまいりますので、本件の回答はいりません。

**質問⑤**  
村の入札制度について

**問い** 天野弥一議員

①現在、ほとんどの市町村が公共事業の発注を行う場合、「一般競争入札」を原則としています。また、経営審査の点数とか、入札の基準や指名の基準を定めて入札を行っているようです。

忍野村の公共事業の入札における規定はどうなっていますか。

②適正価格で高品質な建物や道路を建設する為、また談合防止の観点からも、忍野村も入札制度改革をやるべきだと思います。考えをお聞かせ下さい。

③一部の市町村では、政治倫理条例を制定して首長や議員又は首長や議員の親族の会社とその市町村の公共事業を受注することを禁止しています。

忍野村も政治倫理条例を制定するべ

きたと思います。考えをお聞かせ下さい。

④土木工事・建築工事・電気設備工事・機械設備工事・設計・測量コンサル・備品納入等の業種において、忍野村の指名登録業者になる為の条件をお聞かせ下さい。

⑤指名登録業者について、現在は、山梨県市町村総合事務組合に競争入札参加資格定期審査申請書を登録希望団体の欄に全てチェックを入れて申請すれば県内の全市町村に提出したことになります。他町村ではこれらを自動的に登録業者としています。

忍野村も同様にすべきだと思います。考えをお聞かせ下さい。

**答 え** 天野忠純総務課長

1点目の地方自治法施行令の規定に基づき地方公共団体の競争入札に関して、本村では忍野村財務規則において、入札参加資格や手順など詳細を定めております。

また、忍野村競争入札審査委員会規程に基づき組織された委員会において、個々の入札案件ごと参加資格や入札方式等を審議しております。

2点目の入札制度改革につきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

3点目の政治倫理条例の制定につきましては、議会議員の皆様を含め多くの皆様方と議論する中で、検討してまいります。

4点目の忍野村の指名登録につきま

しては、競争入札参加資格定期審査申請書を、忍野村で委託している山梨県市町村総合事務組合に申請していただくこととなります。

5点目の登録につきましては、山梨県市町村総合事務組合に忍野村も委託しておりますので、他市町村と同様の登録になると考えております。

**再質問** 天野弥一議員

①忍野村財務規則のコピーを提出願います。また、忍野村競争入札審査委員会規定に基づき組織された委員会の委員の構成が判る資料のコピーを提出願います。

②「入札制度改革については積極的に検討します」という答弁を聞きたかったです。もう一度お聞きします。入札制度改革は具体的にいつ頃までに制定するつもりなのか、考えをお聞かせください。

③忍野村政治倫理条例はみなで議論すればすぐに制定出来るものだと思います。具体的にいつ頃までに制定するつもりなのか考えをお聞かせ下さい。

④競争入札参加資格定期審査申請書を、忍野村で委託している山梨県市町村総合事務組合に申請すれば自動的に忍野村の指名登録業者になれると理解して宜しいですね。

⑤申請書の登録希望団体の忍野村の所にチェックを入れて、山梨県市町村総合事務組合に競争入札参加資格定期審査申請書を提出すれば、自動的に忍野村の指名登録業者に登録されると理解

して宜しいですね。

**答 え** 天野忠純総務課長

1点目につきましては、資料提供いたしますのでご確認ください。

2点目の入札制度改革につきましては、現状支障があるとは考えておりませんので、今後必要に応じて検討してまいります。

3点目の政治倫理条例の制定につきましては、首長、議会議員の皆様が係る案件であると考えておりますので、今後議論していただく中で制定してまいります。

4点目の忍野村の指名登録につきましては、競争入札参加資格定期審査申請書を、忍野村で委託している山梨県

市町村総合事務組合に申請していただく登録されます。

5点目の登録につきましては、山梨県市町村総合事務組合に申請していただき、希望団体欄にチェックをすれば登録されます。

**再々質問** 天野弥一議員

本日の私の質問に対して、誠意ある答弁をいただき、誠にありがとうございました。以上で私の質問は終わりにしますが、質問をしたまま答弁を聞いただけで何のための議会なのかわかりません。6月議会、9月議会、12月議会と議会は開催されますので、今後、私の質問に答えていただけない部分については、繰り返し質問させていただきます。



ここが聞きたい!

# 一般質問



渡邊 壽幸 議員

## 質問① 入札方法について

問 い 渡邊 壽幸 議員

回答漏れなどがあったため再度取り上げることにします。

議会の承認が必要な案件については、過去には特定建設業の資格を持つ業者のみで指名を組んでいたが、村道大割線道路改良工事(かいじ橋)は、今回は特定工業でなく一般工業として入札してあった。その理由として、下請けに出さず直営で工事を行うからという説明である。

①特定の業者のみが指名されているので特定工事ではないのか。  
 ②特定工事でないのなら、特別な技術が必要な工事でもないのに、なぜ忍野村がいつも答弁しているように村内の業者を優先して指名しないのか説明を求め。  
 ③②に関連しての質問である。いわゆる大型工事は、いつも村内の2社と村外の数社で指名が組まれてきて特定工事との扱いであった。今回なぜ過去と

違う扱いをしたのか説明を求め。  
 ④村道大割線道路改良工事(かいじ橋)の契約金額のうちだろろうから、直接工事費に占める資材(2次製品を含む)の総金額と工賃の総額を教えてください。

答 え 天野 満建設課長

質問①から④については、関連した質問になっておりますので、一括答弁させていただきます。

特定建設業許可業者と一般建設業許可業者の違いは、4千万円以上の工事を下請けに出すことが出来るか出来ないかであり、村が特定建設業許可業者を指名する工事は、4千万円以上の工事を下請けに出す可能性がある工事について実施しております。村では、特定工事の入札を実施しておりません。また、村内に特定建設業許可業者は数社しか登録がされていませんし、例年どおりの入札を行っております。本村は予定価格・指名業者・入札金額・契約金額が公表になっておりますが、それ以外の入札案件でありますので回答を控えさせていただきます。

再質問 渡邊 壽幸 議員

建設課長は②、③については答えていない。答弁を求め。  
 過去に忍野村では特定工事の入札は実施しておりませんというが、過去の忍野村の答弁と違っている。令和元年第2回の議会において、私の質問に総務課長が特定建設業の許可を得ていることが条件の工事である。と明言している。

入角丸尾岸線下水道本管布設工事(1工区)について、平成30年3月19日の全員協議会で大森環境水道課長が、この工事は下請け工事が4千万円を超える特定工事と答弁し、ウエルポイント工法という特殊な排水工法と復旧舗装工事が該当すると答えております。

建設業法には、この2件は1級施工管理技士を主任技術者として、登録しなければならぬのに2級を承認したのか説明を求め。  
 村長にお尋ねする。

村長がいつも言っているように、村内業者を優先して受注できるようにしているのであれば、なぜ過去5年間、村内2社と村外数社を指名し大型工事を発注してきたのか、また、これからこのような指名方法を続けていく心算なのか、最高責任者である村長の答弁を求め。

答 え 天野 満建設課長

村では、特定工事の入札を実施して

おりません。また、村内に特定建設業許可業者は数社しか登録がされていませんし、例年どおりの入札を行っておりますと回答しております。

壽幸議員は、高額な工事を特定工事と称して質疑しているため、論議が成り立たません。今までの質疑から推測すると、特定工事と呼んでいる工事内容は法令や運用が異なる3つを独自に混ぜ合わせたものだと考えられます。  
 1つ目は、議会の議決が必要な5千万円以上の工事。  
 2つ目は、特定建設業の許可業者が行う工事。  
 3つ目は、監理技術者(1級技術者)が必要な工事です。

壽幸議員は村が入札で特定建設業許可業者を指名した工事は、監理技術者を必ず充てなければならぬと解釈しておられるようですが、以前、それから今、議会当日にも国土交通省の資料を基に、説明させて頂いているように請負業者の能力(人員・機材・技術力)により、下請け4千万円を出さずに自社で施工できる場合は、監理技術者を充てる必要はありません。

繰返しの説明になりますが、村は特定建設業許可業者を指名していますが、特定建設業許可業者と一般建設業許可業者の違いは、4千万円以上の下請けを出すことが出来るかどうかであり、業者によつては4千万円以上の工事を下請けに出さなければ施工できない場合もあり、入札辞退等を防ぎ適正な入札執行を実現するために行います。それでは質問にお答えさせていただきます。

す。

入角丸尾岸線下水道本管布設工事（Ⅰ工区）の受注業者より、施工計画書等必要書類の提出時に、施工体制台帳で下請け業者との契約金額を確認、下請総額が4千万円未満であったので、2級施工管理技士を主任技術者として届け出された書類を受理しました。

次に指名選定委員会では、工事内容等を担当職員より説明を受け協議を行い、該当する業者を選定、その後村長が指名を行っております。

### 再々質問

渡邊壽幸議員

質問の②、③と村長への質問には、まだ答えていない。

②は特定工事ではないというなら、なぜ2社以外にも村内業者が多数あるのに指名しない。

③は過去の具体例をあげ、議事録に基づいている。過去に特定工事は忍野村は発注していないと言いつついるが、令和元年第2回の議会の総務課長の答弁、平成30年3月19日の環境水道課長の答弁との整合性に対して説明を求めている。落札業者の外注総額が4千万に満たないとの説明なので、書類の提出を求める。

鐘山線を受注した業者は1級技術者は6名、主任技術者の問題はない。

かじ橋の受注業者は1級の技術者は3名いるが2名しか現場の特定工事の主任技術者にはなれない。

過去にも忍野村はこの業者の専任技術者を主任技術者として認めた。これ

は建設業法違反である。（コピーを添付する）

大森林業所は過去の実績がないから指名しないとのことだが、村が提出した資料に大森林業所が2600万円の土木工事を受注している。何を根拠に実績がないのか説明を求める。

施工能力を判断する1番の資料は経営事項審査書である。国が実績、財務内容、技術者数などを総合的に判断し点数をつけたもので全国の公共工事はこれを参考にして指名している。大森林業所の総合評点は、土木工事は652点であり、5600万円を施工した0建設の635点より高い。

村長が予定価格に近い価格で落札するのが望ましいとの指導を山梨県から受けているとの発言があったが、山梨県のどの部署からの指導なのか教えてほしい。公正な競争の観点からも考えられない、問い合わせしたい。

ダブルスタンダードともいえる対応の仕方は、不自然であり村政の基本である公正公平な工事の発注には程遠い。村長の答弁を求める。

今後は、今以上に忍野村の工事の発注に注目していきたい。忍野村の大型工事はこの2社がこれからも、受注し続けていくであろうと予測して再々質問を終わる。

### 答え

天野 満建設課長

②、③については、先程答弁したとおりです。

平成30年に環境水道課長が特定建設



業者との発言をしておりますが、これは特定建設業の許可業者を省略して発言したもので、その論議に影響が及ぶものでなかったため、特に解説や言い

直しなどはしておりません。以後誤解を招くような事柄は省略せず発言するよう努めます。

また、下請総額資料の提出でありませんが、会社の経営管理等に支障が生じますので、支障が生じない範囲で回答させて頂きます。下請業者6社で下請総額1437万240円であります。

次に、鐘山線につきましても先程答弁したとおり、特定工事の解釈がお互いに違いますので、壽幸議員が特定工事と呼んでいるものは、「特定建設業の許可業者が監理技術者を配置しなければならぬ工事」として説明します。石積工が設計段階で4千万円を超えており、業者によっては下請けに出す可能性がありましたので、特定建設業の許可業者を指名しましたが、請負業者が自社で石積工を施工出来るため、管理技術者を配置しておりませんので、壽幸議員がおっしゃる特定工事ではありません。

最後に、過去に忍野村において、専任技術者を主任技術者として認めたのではなく、村が技術者を配置する認識不足で誤った指導を行ったが、誤りに気づき山梨県に相談し、当初提出の2級施工管理技士を主任技術者として変更しましたので、建設業法の監督処分はありませんでした。

### 答え

天野多喜雄村長

指名選定委員会で選定された業者を私が総合的に判断し、公平公正かつ適正な指名を行っております。

ここが聞きたい!

## 一般質問



渡邊喜久一  
議員

### 質問① 忍野小学校建設について

問 い 渡邊喜久一議員

小学校建設については、複数の建設案の中から既存の全校舎を解体し、全て新築する総額35億円の建築プランに沿って現在進められています。私は現下の計画に対し、もう一度計画の再検討、修正の必要があると考え質問します。

①当村への大手先端企業からの納税額が、法人税率改正と経済状況の悪化により大幅に低下、今後この状況が続く村財政の逼迫化は避けようのない重大事態に直面します。対応を示して下さい。  
②毎年10億円の歳入不足を財政調整基金から補っています。5年前には50億円有った基金は3年後で「ゼロ」になります。小学校建設資金35億円の内、6億円を国庫補助金で賄うも、29億円を村財政が借入で調達する必要が生まれ、起債の多額な発行の是非を村民に問わなければならない。  
③近隣市町村の現状を見ると、船津小は築60年が経過したため新築中である

が、残っている教室を見た所、現在の忍野小学校と比べようのないほど老朽化が進行、築42年の小立小も有るが、立て替え等の話は無く、また、富士吉田市の学校施設は築45年の下吉田東小を始め、他5校が築40年を経過しているが新築等の計画は無い。市の公共施設管理計画には築後30年で改修、60年で更新(立替え)と謳われており、これが全国の基準になっている。  
翻って、忍野小の築後40年の全校舎を解体、新築する計画は、全国基準からは大きく乖離し、その上、南校舎は築31年、北校舎の4教室に至っては築13年に過ぎない。これら校舎も一緒に解体することは無謀な計画と言わざるを得ない。

### 答 え 渡邊顕麗教育課長

まず始めに、小学校建設等の経緯について説明をさせていただきます。

忍野小学校の校舎が築40年を迎えようとしている事と、平成28年3月策定の人口ビジョンにおいて、今後、児童数が増加すると予測されており、令和3年には教室不足が生じるとの予想がされたことから小学校校舎の検討を平成28年度より開始しました。

また、平成24年12月の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を受け、

政府全体の取組として、国民生活や社会経済活動を支えるインフラに関する維持管理等の方向性を示す基本的な計画である「インフラ長寿命化基本計画」が、平成25年11月に策定されました。

この事を受け、平成27年3月に文部科学省が所管または管理する施設の維持管理等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため、「文部科学省インフラ長寿命化計画(行動計画)」が策定され、この計画に沿って「忍野村立学校施設中長期マネジメント計画」を平成30年9月に策定しました。

このマネジメント計画は、長寿命化できる施設は長寿命化していくとの観点から目標使用年数を80年とし、大規模改造の周期を築20年と60年で行い、長寿命化改修の周期を築40年とした計画なので、忍野小学校は築40年の長寿命化改修に該当する事と、児童数が増加することから新たに校舎を増築する事となります。平成30年度に地盤の液状化も考慮した新基準における耐力度調査を行った結果、十分な耐力を有していないことが判明しましたので、小学校校舎については、耐力度調査の結果が危険建物であることから、建替えの選択肢を含めた協議を建設等検討委員会で行っていただきました。

また、校舎建設の実質負担額ですが、忍野小学校校舎改修等ケーススタディの「E」案、これは長寿命化改修と増築を行った場合のケースですが、実質負担額が約24億円となります。

次に「A」案、これは敷地内の別の場所に建替えた場合と「C」案、これは校舎を2期に分けて建替えた場合の

両案とも実質負担額が約24億円となることから、建設等検討委員会においては建替えの方向での決定をいただきました。その結果も踏まえた村長の所信表明となります。

何れにしても、築40年を経過する事と、児童数の増加に伴う対応は必要と考えております。

### 再質問 渡邊喜久一議員

①「E」案の事業費一覧に仮設校舎4億8600万円が計上されているが、増築(新築)と改修を時間差で工事すれば全く不要と考える。費用計上している理由は何か。逆に「C」案については仮設校舎が必要ではないか。解りやすく図解の上での説明を求める。  
②築後31年の南校舎と築13年の北校舎増築4室は耐力度調査に於いても全く問題無いのに取り壊して解体する理由は何か。

③これだけ巨額になる建築工事を、複数社のプランの比較検討、細部に至る費用削減努力を怠り、たった1社の設計、見積もりを丸呑みして競争原理を取り入れない理由は何か。

④2回限りの建設検討委員会で全てを決定することは無責任と言わざるを得ない。現下の急激な経済状況の悪化と税収の減少が想定される状況を踏まえ、更に建設検討委員会での討議、熟慮が必要と思うが、検討会議を開く考えは無いか。

⑤現時点での建設に至るまでのタイムスケジュールと資金調達予定の答弁を求める。また、多額の起債発行に対する村民への説明はいつ果たすのか。

答 え 渡邊顕麗教育課長

1 点目のケーススタディについてですが、検討していただく上で、あくまで参考資料ですので、これらの案で決定しているものではない事を踏まえて回答させていただきます。

まず「E」案ですが、資料1の図の上が改修前、下が増築及び改修後のものです。「E」案では最初に仮設校舎を建設し、教室棟・管理棟を仮設校舎に移し、増築と改修を同時に行う案です。議員の提案のとおり時間差での改修は可能ですが、仮設校舎を全く使わない工事は不可能となります。

その理由として、資料1の増築及び改修後の新校舎増築部分を先に建設しますが、この新校舎増築部分については1階が管理部分となり、2階が教室となります。新校舎増築部分に管理棟部分を移設した後に既存校舎2棟の改修を行う訳ですが、仮設校舎を使わない場合は既存校舎の改修を2期に分ける必要があります。その場合、新校舎増築部分の2階に1学年分の教室は確保できますが、教室棟で使用している教室数を管理棟で補うことが出来ないからです。管理棟は音楽室や理科室等の特別教室だからです。

一方、資料2の「C」案では新校舎1期分を建設し、管理棟部分を移動するところまでは「E」案と同じですが、その後、既存校舎解体1期分を解体して、解体した場所に新校舎2期分を建設し教室棟部分を移動しますので、仮設校舎を必要としません。

2 点目の質問ですが、平成18年に増

築した建物に関しては残す方向で検討しています。昭和63年に増築部分については、子供たちの学習環境を考慮する中で取り壊しを行っていききたいと思っています。

3 点目の質問ですが、基本設計は令和2年度にプロポーザル方式にて発注する予定です。

4 点目の質問ですが、建設等検討委員会は計6回開催しており、最終報告を頂いております。今後の開催については検討しております。

5 点目の建設に至るまでのタイムスケジュールは「概略事業工程表」のとおりで、令和2年度に基本設計を開始し、令和6年度の2学期開校を目指します。

また、資金調達の件ですが、総工費がおよそ30億円で積立基金が約5億円、補助金が約6億円を想定していますので、残りの19億円を起債発行等で考えております。

村民への説明につきましては、村長の所信表明に「より良い小学校建設ができるよう着実に進めて参ります」とあることから、今後ホームページ等でお知らせして参ります。

再々質問 渡邊喜久一議員

① E案を見れば、改修工事に10億円を費やす計画だが、新築費7億に対しあまりに高額である。これらを熟慮検討すれば、全校舎新築の30億円の計画に対し、半額の15億円以下で近隣市町村のどの学校にも負けない教育施設を生徒に与える事が出来る。

② 4年後に役場庁舎、10年後に幼稚園、15年後に中学校が、その他の公共施設

も次々と築40年を経過する。小学校建設がその悪しき前例となり、40年で全て既往建物解体、新築の悪循環に陥り、村財政の破綻が現実になる。この姿は最早教育に名を借りた、一昔前の「箱物行政」の典型である。

③ 忍野村の財政に打ち出の小槌があれば、私も全校舎新築に全く異存は無い。しかし今年度の予算を見ても、高額な事業が全く無くても、50億円の歳入に対し9億円の預金取り崩しで対応せざるを得ない状況である。巨額の財政赤字を発生させる今回の計画は更に慎重に英知を結集する必要がある。

④ 「一市二村道」「防災道路」も、また村民が望んでいる福祉の向上、生活環境の改善、これも必ず推進しなければならぬ。これら全てをバランス良く推進していくことが今村民に一番希求されている村政への課題だと考える。

村の財政状況の逼迫化に鑑み、現行の小学校建設プランに、新たな視点を加えて、教育環境の向上と、財政の健全性維持のベストミックスを追求した学校建設を推進する英断を要望する。

答 え 渡邊顕麗教育課長

「E」案の仮設校舎が必要な理由について再度説明させていただきます。

議員のおっしゃるように、段階的に改修工事を行う場合、最初に新校舎増築部分を建築します。1階部分に職員室や会議室等が、2階部分には1学年分の教室が出来ます。ここに管理棟部分の職員や1学年分の児童が入ります。

その後管理棟と教室棟の改修を行う訳ですが、仮設校舎を使用しない場

合には一度に改修工事が出来ないため管理棟と教室棟を2期に分けて工事することになります。

最初に行う管理棟については、職員室や1学年分の児童の教室を新校舎増築部分に移動することにより対応が出来ますが、管理棟の改修の後の教室棟を改修するにあたっては、5学年分の教室が必要となり、先に改修を行う管理棟は理科室や図書室などの特別教室なので、児童の教室として使用できないため、仮設校舎を使わない事は不可能となります。また、改修は40年に一度の長寿命化改修となるため躯体を残し全体的な改修となることから費用が掛かるものと思われれます。

次に、教育委員会において平成30年9月に策定した「忍野村立学校施設中長期マネジメント計画」は、幼稚園、小中学校、共同調理場、教員住宅についての計画であり、小学校においては建替えの選択肢を含めた検討、共同調理場については給食を継続的に供給する必要があるので建替え、その他の幼稚園、中学校、教員住宅については改修を行っていくとの計画であり、今後40年間を見据えた計画であり、今後40年間の施設関連総額が149億円のところで、計画により見直すとして132億円の試算となり、17億円の削減が可能との計画です。ですので、小学校を建替えて計画するから、既存建物を全て建替えるというのではなく、あくまでも計画に沿ったものであります。何れにしても、築40年を経過する事と、児童数の増加に伴う対応は必要と考えており、その中で費用の削減については考えていきたいと思えます。

ここが  
聞きたい！

## 一般質問



櫻井をさみ  
議員

### 質問① 成年後見制度実施 について

問 い 櫻井をさみ議員

成年後見制度実施については、日本が超高齢化社会に入り、様々な問題が発生、利用者が増加している状況から、山梨県でも制度の認知、県民対象に講習会を行うなど周知を図っています。本村でも、制度について周知を図ることが必要と考えますが、伺います。

①成年後見制度実施について、どのように実情を捉えていますか。

②村民に成年後見制度を知ってもらうことが必要と考えますが、いかがでしょうか。

答 え 渡邊小百合福祉保健課長

1点目のご質問「成年後見制度実施についての実情と考え」についてですが、成年後見制度は2000年4月に

始まった制度であり、認知症、知的障害、精神障害などによって判断する能力が十分ではない方が、財産管理や日常生活での契約などを行う時に、判断が難しく不利益をこうむったり悪徳商法等の被害に合わないよう、権利や財産を守り支援する制度です。

少子高齢化や核家族化が進み、世帯構成や家族機能も変化し、ひとりひとりの生活背景も多様化している中で、この制度を利用して、権利や財産が守られ、その人らしく生活を送っている方もいます。

今後においては、これまで家族が担ってきた機能が希薄化している社会背景などから、この制度の利用は増加するものと考えられます。

次に、2点目のご質問「制度を知ってもらうこと」についてですが、必要な方がこの制度を利用することは権利擁護の視点からも大変重要と思つたため、村民に広く知ってもらう事は必要と考えております。保健センターや役場庁舎のパンフレット、広報、ホームページで周知を行っております。

### 再質問

櫻井をさみ議員

高齢化率は増々高くなり、想定しているより、社会的背景の変化も著しくなっています。成年後見制度の周知は、地域の支え合い体制の確立も含めて必要と思うところです。

「成年後見制度の実情について」必要とする人は増加すると答弁がありました。伺います。

①増加の1番の理由は何でしょうか。

②増加に備えて対応策を実行していますか。対応件数は何件ありますか。

「制度の認知について」村民に広く知ってもらう事は必要と考えているとのことですが。

①どの程度成果が上がっていると考えていますか。

②アンケートを実施の結果があったら示してください。

③パンフレット、広報、ホームページでの周知を更に推進してください。

答 え 渡邊小百合福祉保健課長

1点目のご質問のうち、1つ目の「増加の一番の理由」についてですが、増加の理由としては1回目の答弁で回答いたしましたとおり、少子高齢化、核家族化、家族機能の変化など様々な背

景が絡み合っているものでありますのでご理解くださいますようお願いいたします。

次に、2つ目の「対応策と対応件数」についてお答えします。

「成年後見制度利用促進法」に基づいた様々な役割を担う中核機関を近隣市町村間で共同設置することを検討し、対応する方向を考えております。

対応件数については、様々な相談を受ける中に含まれることはありませんが、制度利用に必ず村が関わるというものではないためお答えできませんのでご理解をお願いします。

次に、2点目の「制度の認知について」の成果についてですが、相談等に対応する中で、近年、成年後見制度についての内容が増加していることから、制度への認知が進んでいるものと認識しております。

次に、アンケートの結果などについてですが、今年度実施の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の中で、成年後見制度についての質問項目を盛り込みましたが、現在集計中であるため結果はお示しできませんので、ご理解くださいようお願いいたします。

再々質問 櫻井をさみ議員

成年後見制度、成年後見人について、

記事や講座開催案内を良く見るようになりました。

①「成年後見制度利用促進法」に基づいた様々な役割を担う中核機関を近隣市町村間で協働設置する方向と答弁しているが、対応が遅いと思います。

対応した件数は、答えられないと言いますが、秘密を守ることと、制度について住民に周知を図ることは違つと思えますが。

②県内の6市、3町に制度実施について伺いました。住民周知、講座開催、法律上必要な補助金も出すなど行っています。

新聞記事でも、厚生労働省の事業で各自治体が行う支援は、県内の4村で実施要綱が制定されており、制定済みでも助成の対象を限定されるなど必要となる県民すべてが利用可能であるべきと書かれておりました。本村の要綱策定はされていますか。

身近で村民が知ることは、今まで以上に必要なことであると考えます。

取り組むことは考えませんが、今まで通り、協働設置のところへ村民関係者に行っていたり方法で進めますか。

**答え** 渡邊小百合福祉保健課長

1点目のご質問のうち、中核機関の共同設置につきましては近隣市町村担

当者間で協議を行っている段階です。

次に、対応件数についてのご質問にお答えします。

対応件数は「権利擁護」といった広い範囲の相談に含まれるため、成年後見制度に特化した件数を述べることでできませんでしたが、「権利擁護」について対応した過去3年間ごとの延べ件数を申し上げますと平成30年度37件、平成29年度33件、平成28年度28件でございます。

次に2点目のご質問のうち、要綱についてですが、制度利用にあたり、必要となる経費を出すことが困難な方に対しての支援内容を定めた「成年後見制度利用支援事業実施要綱」を平成25年に制定しております。

制度を村民が広く知ることは必要であり、中核機関にも「広報機能」が備わり、より専門的な広報・周知を行えるようになることや、共同で講座などの開催も可能になると考えます。



ここが聞きたい！

# 一般質問



渡邊隆三議員

**質問①** 富士吉田南スマートインターチェンジから忍野入口への側道について

問 い

渡邊隆三議員

去る2月18日に富士吉田南スマートインターチェンジの工事安全祈願祭が行われました。平成26年10月に佐藤元恩賜林組合長の呼びかけにより、富士吉田市長、山中湖村長、忍野村長、忍草区長、忍草入会組合長他全員で30名が集まり協議確認しました。

**質問①** 天野多喜雄村長は就任前でしたが、ご存知でしょうか。

- (1) 土丸尾地区にスマートインターチェンジを設置し、併せてこれと国道138号を結ぶ一般道を整備すること。
- (2) 土丸尾地区、檜丸尾地区および梨ヶ原地区の東富士五湖道路北側に一般道を設置すること。
- (3) 前項の一般道と国道138号の忍野入口交差点を結ぶ一般道を整備・設置すること。
- (4) 前3項の実現には、国および県の強力な支援を求めること。

**質問②** 確認事項3番について、天野多喜雄村長として今までに取り組まれた事、および進捗状況を教えてください。

答 え

大森 昇企画課長

質問①の4項目につきましては、村長は確認をしております。

次に質問②ですが、確認事項に記載されている一般道は関係市村で協議・検討しているところですので、一般道のルートが決定された時点で速やかに忍野入り口からの接続道路を市村等関係者と協議して参りたいと考えております。

再質問

渡邊隆三議員

これまでに富士吉田南スマートインターチェンジ地区協議会は6回開催されています。事務局に聞いたところ、「忍野入り口から直進し、東富士五湖道路側道への要望はあまり聞いていません。側聞したところによると、忍野村では東富士五湖道路の無料化を中日本高速道路にお願いしているそうです。」とのことでした。

① 中日本高速道路(株)に有料道路の無料化をお願いするには、どのような支払いを考えていますか。

② 忍野村民全員に無料ETCカードを配布するのか。区間はどこからどこまでか。

③ 忍野入り口より直進してスマートインターチェンジに至る道路案を変更するには、各代表の合意が必要と思われる。忍野村議会、忍草区、忍草入会組合にこの協議会の内容を報告、相談していただけますか。

答 え

大森 昇企画課長

質問①の「有料道路の無料化」の件につきましては、準備会及び協議会の中では協議されておりません。

次に質問③ですが、先ほども答弁させていただきましたが、一般道は関係市村で協議・検討しているところですので、一般道のルートが決定された時点で速やかに忍野入り口からの接続道路を市村等関係者と協議して参りたいと考えております。

再々質問

渡邊隆三議員

更に別の協議会の関係者にも聞いてみましたところ「忍野村から側道に関して強い要望がなかったので、スマートインターチェンジの下にボックスカルバートの話は無くなった。中日本高速道路は仕事をしなくても済んだ。」という内容でした。

① 中日本高速道路に対して、東富士五

湖道路の無料化もしくは割引を提案しているのか、していないのか。

② 協議会が6回開催されていたが、入会地に関する重大な事であるので忍草区、忍草入会組合に報告相談していたのか、いなかったのか。

答 え

大森 昇企画課長

質問①につきまして、協議会等においては提案いたしておりませんが、別場で発言したことはありません。

次に質問②ですが、一般道につきましては何も決まっておらず報告内容等がありません。

**質問②** セルバ前の信号機設置関連工事および県道717号について

問 い

渡邊隆三議員

令和2年度一般会計当初予算に、セルバ前交差点信号機設置に伴う店舗施設改修補償費として2497万円が計上されました。

① これはどの様な店舗施設改修なのか詳細の説明を求めます。

② 次に平成30年12月に、補正予算でセルバ前信号設置のための各種調査および届出書作成等に係る業務補償料として270万円が提案されましたが、これの内容と実地報告をお願いします。

答え 天野 満建設課長

初めに、質問①であります。横断側溝設置工事・舗装復旧工事・区画線工事等の補償費であります。

次に、質問②であります。大規模小売店舗立地法の申請添付資料の為に調査等であります。

内容は、既存店舗騒音実測・交通量調査（平日及び休日）・計画地交通予測計算・計画地騒音予想計算・自治体協議業務・住民説明会等になり、既に村で補償料として支出する業務は終了しております。因みに現在、県の現地審査が終了し結果通知待ちと聞いております。

再質問

渡邊隆三議員

①何年も前から、丁字路に信号の新設は出来ない。「設置するにはセルバ駐車場内に村道を10m以上つくる事が必要です。セルバからその賛同がもらえませんか。」という話でした。今回どういう車両の流れで県警のOKがでたのか、分かりやすく説明願います。

②天野多喜雄村長就任時の公約、一市二村道路の早期決定から5年が経過しました。昨年の8月選挙の際に村長は、セルバ前から南進して山中湖村に向かう3ルート案を村民に提示しました。進み具合はどうなっていますか。

③鳥居地トンネルからセルバ前までを通ると周囲は耕作放棄地ばかりで、何も見当たりません。地主の皆様は土地

を提供して県、村の発展に協力しているのに何故農振の解除が出来ないのか説明して下さい。県道をつくる前に県と交渉すべきだったのではないかと。

答え 天野 満建設課長

初めに、質問①であります。山梨県交通規制課との協議で、セルバ入り口を移動する事により、信号機設置が可能との見解を頂く中、山梨県等と事業を進めております。

次に、質問②であります。県道717号の山中湖村との協議につきましては、忍草区並びに忍草入合組合からご要望頂きましたルート案を山中湖村に提示し、山中湖村では道路委員会を開催し協議を進めていると伺っております。

次に、質問③であります。鳥居地トンネルからセルバ前までについては、農振農用地といわれる農振地区で、農地以外の利用に規制がかかっている地域です。

土地利用については、いくつかの要件を満たすことにより必要な部分の除外をすることは可能となります。

忍野村では年に一度、期間を設けて除外申請受付業務を行っており、要件を満たしている農地については除外を行っております。

県道をつくる前には、協議・交渉を行っていると思いますが、要件を満たせば除外ができます。

再々質問 渡邊隆三議員

①村道大割線の両側には建物が立ち並んでいます。ここは道路から何m奥まで建物を建てられるのか教えて下さい。

②農振規制は村の発展に大きな影響を与えています。県道717号に沿った土地は5条申請を出して農家以外の人に売却し、商業地他にすることは出来るのか伺います。

③県道717号の歩道の外側に1mから2m位の県有地がトンネルからセルバ前まで両側に何百mも有ります。この空き地に許可をもらい、アジサイまたは富士桜などを植えて観光並木道にしてはいかがでしょうか。

答え 天野 満建設課長

初めに、質問①であります。村道大割線沿いの農振指定については、場所によって違いはありますが、30mまたは50mの土地が農振指定から除かれています。

次に、質問②の前に、村の対応が遅くて出店計画が中止になったとありますが、開発・農転の許可も出ていて、令和元年12月5日付で宅地開発工事着手届が出てきています。

それでは質問②についてですが、農振の除外を行い、農地法5条の許可申請ということになりますが、農振の除外要件、農地法の許可要件を満たしていれば許可はできます。

次に、質問③であります。山梨県

が道路として管理所有している土地であり、村の一存では回答出来ませんが、今後、歩道外側の県有地の幅の確認も含めて山梨県と協議し、村の利益になるようであれば整備を検討したいと考えております。

質問③ 平山地区の桂川に架かる二つの橋および道路工事について

問い 渡邊隆三議員

ホテル鐘山苑から平山地区への重要な橋である、富士見橋の架け替えが山梨県により計画されています。

①この山梨県の富士見橋工事の概要と竣工予定日を聞かせてください。

②議員協議会において、橋の幅は4mと聞きましたが、普通車2台が安全に行き交うには5mは必要といわれています。山梨県への負担金を増額してでも幅を5mに拡げてもらうことは出来ませんか。

③富士見橋を平山地区に渡って擁壁設置工事および道路拡幅工事が令和元年度に計画されましたが、まだ着工されていません。遅れている理由とこの道路幅はどの位になりますか。また竣工は何時になりますか。

④砦橋について伺います。所有者は誰になっていきますか。この橋は架けられたからどの位経っているのでしょうか。さらに、この橋の架け替えはどのように考えられますか。

**答え** 天野 満建設課長

初めに、質問①であります。富士見橋工事概要であります。旧橋梁撤去工・橋梁下部工・仮橋工であります。令和2年11月の濁水期から令和4年3月工事予定だそうです。

次に、質問②であります。既に山梨県・忍野村・富士吉田市と接続道路・周辺道路等を考え4・0m以上の橋梁は必要ないと協議を重ね、設計等も終了していますので、5・0mには拡幅できません。

次に、質問③であります。設計は電柱を巻き込み施工する予定であったが、引つ張り線について東電と現地立ち合いた結果、移設した方が倒壊の恐れがないと判断されたので、移設工事をする事にした為遅れてしまつたが、今月末入札予定です。また、道路幅員は4mで竣工予定日は令和2年11月30日です。

最後の質問④であります。皆橋の所有者は平山自治会であり、忍野村ではないので、今後どの様にしていったら良いのか関係機関と協議を行つております。また、何年経つていいのか詳しくは分かりませんが、当初の河川占用が昭和62年に出されております。

**再質問**

渡邊隆三議員

①橋の設計は終わっているのですが5mに変更が出来ないという回答の詳細を求めます。待機スペースはどうでしょう

か。  
②皆橋について

この橋に接続する道は忍野村の所有です。忍野村の公道に架かる橋となります。資金が無い平山自治会に管理を押し付けられないで、橋を自治会から忍野村に寄付してもらうことは出来ませんが。そして、村で保存管理、山梨県への橋の架け替え交渉したら平山住民も安心できると思うがいかがでしょうか。

**答え** 天野 満建設課長

新設する橋の設計が終わっているのですが5mに変更できないではなく、既に山梨県・忍野村・富士吉田市と接続道路・周辺道路等を検討し4・0m以上の橋梁は必要ないと結論に至り、設計等も終了していますので、5・0mには拡幅できませんと回答致しました。待機スペースについては、既に3月末に工事発注する擁壁設置工事の中に確保されております。

次に、皆橋の寄付・保存管理等については、平山自治会との協議の中で、一日も早く解決出来るよう努力して参りたいと考えております。

**再々質問**

渡邊隆三議員

平山地区の村民は、これまで除雪と道路の修理について苦労してきました。除雪は大分前から村による全線をして頂いており改善されています。

①現在、村で除雪している平山地区の

道路は延長何mになりますか。そのうち村道指定されている道路を除くと何mですか。除雪している道路で個人または法人の所有土地はどの位ありますか。

②平山地区を除く忍草、内野地区で道路を修理している村人はいませんか。どうして平山地区だけ自治会にさせているのか。

③この道路修理を自治会にさせないで村の費用で行う事は出来ませんか。

**答え** 天野 満建設課長

質問①であります。平山地区の道路除雪延長は、5400mで、そのうち村道指定している道路延長は、3081・5mであります。また、除雪を行つている道路の内、個人名義・法人名義を合わせますと3割から4割であります。

質問②、質問③は関連した質問になつておりますので、一括回答させて頂きます。

平山地区においては、毎年5月頃に自治会で草刈り作業を行う際に、一緒に道路の穴埋めを実施したいので材料を頂きたいという事から、毎年4月中旬に材料を配布し、穴埋めの協力をして頂いております。

なお、平山自治会の依頼等により、村でも穴埋め・草刈り・枝切・崩落修繕作業を行つております。

**質問④** 村道奥割線の通行止めについて

渡邊隆三議員

**問い**

平成27年3月に、郵便局隣より丸尾岸線の信号に向かう村道奥割線が完成しましたが、終点の約50mは4年以上通行止めとなっています。

①昨年の9月に、補正予算で計上した移転補償費の1300万円を今回も繰り越した理由と今後の見通しを教えてください。

②移転補償費とあるので、建物は無くなり、土地は村有地になると思われるが、通行止め解除後の交差点の安全計画はどの様な形か教えて下さい。

**答え** 天野 満建設課長

初めに、質問①であります。契約前の協議として、契約本人及び各種団体等の協議に時間を要したためであります。令和2年3月2日契約を締結し、移転期限は、令和3年3月31日であります。

次に、質問②であります。建物が無くなつてから現地を確認し、関係機関と協議を重ね安全に配慮してまいります。

## 再質問

渡邊隆三議員

物件移転補償契約書を戴きましたが、白抜き箇所が多くて内容が分かりません。

①建物（作業所等）を移転する契約ですが、移転先の土地については何も記載がない。土地に対する地目面積等の説明を求めます。

②白塗り書類のため金額が分かりませんが、予算1300万円計上しているが、これは土地の確保は含まず作業所移転費用のみの予算ですか。

③今回も各種団体との協議に時間を要したというが、5年前に変則交差点の協議は済んでいるから、工事が完成したのでは有りませんか。今回の協議内容は何でしょうか。

## 答え

天野 満建設課長

初めに、質問①、②は関連した質問になっておりますので、一括答弁させていただきます。

この契約は、現在ある物件を移転し更地にする工作物等の補償を行うものであり、何処何処に移転しなければならぬという契約内容ではありませんので、移転先の記載はありません。その様な契約内容ですので、移転補償費のみの予算になっております。

最後に、質問③であります。移転に伴う補償内容・条件等の協議であります。

## 再々質問

渡邊隆三議員

①この事業主の移転後土地は村有地になると思われる。この角地の土地は今後売買するのか又は交換するのか、教えてください。

②この事業主が所有する車両を何台も移転している村有地が広い道路に面して地目公園としてあるが、この公園と事業主の土地を交換しましたか。まだ交換予定地なのか教えてください。

## 答え

天野 満建設課長

初めに、質問①であります。交換であります。

次に、質問②であります。土地交換を円滑に進めるため、事前に合意書を締結し、公有財産使用許可書を出しております。なお、交換契約は済んでおりますが、交換要件の履行が終わり次第、所有権移転を行う予定です。



ここが聞きたい!

# 一般質問



堀内義郎  
議員

## 質問①

村道向村横町線舗装補修工事に係る裁判について

## 問

堀内義郎議員

はじめに、新型コロナウイルスの猛威により様々なところで影響が生じている昨今、本村でも3月4日より小学校が臨時休校となっております。

急なことであったため、保護者の皆様におかれては大変苦慮していることと思えます。

議会といたしましても、村と情報を一元化の中で相互に協力し、早期収束のためしっかりと対応をしていきたいと思えますので、村民の皆様のご協力を切にお願いいたします。

また、発症されました患者の皆様におかれましては一日も早く快復されることを願っております。

それでは一般質問いたします。議会初日の全員協議会において、村道向村横町線舗装補修工事に係る裁判の報告がありました。

この裁判については、村民も非常に関心を持っているのではないかと思つ

ていますので、村が裁判を行うに至った経緯をお聞かせください。

## 答

大森 昇企画課長

本裁判につきましては、本定例議会初日の議員協議会でご報告いたしましたとおり、3月6日に本村代理人弁護士より甲府地方裁判所へ訴状を送付したところですので、今後は司法の判断に委ねて参りたいと思っております。

## 再質問

堀内義郎議員

先ほど企画課長より答弁をいただき、裁判が始まったことが分かりました。今後は司法の場において、明らかにされるのではないかと思っていますので、裁判の経過等について村民にもわかりやすい説明をしていただくことを要望し、再質問を終わります。なお、答弁は必要ありません。



## 富士北麓広域市町村圏正副議長会議「議員合同研修会」

1月29日に富士吉田市民会館にて、富士北麓広域市町村圏正副議長会議「議員合同研修会」が開催され、富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、鳴沢村、山中湖村、道志村、小菅村、丹波山村、忍野村の議員が参加しました。開催地である富士吉田市長のあいさつの後、東京大学法学部教授・金井利之氏による「人口減少時代の自治体議会」と「地方創生にいかに対処すべきか」をテーマに議員のなり手不足や今後の課題について、研修（講演）が行われました。



堀内市長あいさつ



研修会

## ウブントウ、エンジェルの森視察

2月26日に議会教育厚生常任委員会で、全議員を対象に「森のようちえん・ウブントウ」の新しい園舎と「森の中の保育園・エンジェルの森」の視察を行いました。それぞれの園長先生より、施設の特徴や運営上の取り組みなどの説明を受けました。

ウブントウでは、現在の園舎の庭で楽しそうに活発に活動する園児の姿が見られ、エンジェルの森では、中から園児たちが楽しそうに手を振ってくれました。



森のようちえん・ウブントウ



森の中の保育園・エンジェルの森

議会だより第96号は、忍野村ホームページにも掲載しています。

忍野村議会事務局 TEL.0555-84-3111 TEL.0555-84-7780 (直通)  
印刷／(株) GRANT 富士吉田市旭2-2-17 ☎0555-24-7736



## お知らせ

ここに掲載いたしました内容についての  
の詳細につきましては、議会事務局で閲  
覧をお願いします。

---

忍野村議会事務局 TEL.0555-84-3111  
TEL.0555-84-7780(直通)

